

「仕事と生活の調和推進基本法」（仮称）の制定を求める意見書

厚生労働省の人口動態統計によると、人口が年間で初めて自然減となり、日本は人口減少社会に突入した。

今後、約30年間は15～64歳の生産年齢人口が減少し続けることになり、そうした中で女性の就労率が高まっていくことは確実である。少子化社会への対応を考えた時、男性と女性が共に、仕事と子育て・介護などの家庭生活の両立に困難を感じる事のない働き方が可能になるような環境整備、社会システムの構築が非常に重要になってくる。つまり、働き方や暮らし方を見直して「仕事と生活の調和」を図ること、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」の実現がこれからの日本にとって重要な課題である。また、これは、働く者にとって望ましいだけでなく、両立支援の充実している企業が順調に業績を伸ばしている事例についても多数あり、就業意欲の高揚、労働生産性の向上など、企業にとってのメリットも少なくない。

厚生労働省の研究会がまとめた報告書（平成16年6月）は、「政府には、『仕事と生活の調和』の実現に向けた環境整備に早急に着手することが期待される」としている。さらに「ワーク・ライフ・バランス」は労働政策を基本としながらも、省庁の枠を超えて総合的に政策が実行できるようにするとともに、ホワイトカラーも含め、長時間労働と不払い残業に道を開かぬよう、法的保護を堅持して法制化すべきである。

よって、国会及び政府においては、社会経済情勢の変化に対応した豊かで活力のある社会が実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス形成の促進を図るため「仕事と生活の調和推進基本法」（仮称）を制定し、政策の基本方向を定め、総合的かつ計画的に施策を実行するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年（2006年）6月13日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、  
経済産業大臣

（提出者）全議員